

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

平成29年1月27日

香 川 県 収 用 委 員 会

- 1 起業者の名称  
香川県及び高松市
- 2 事業の種類  
二級河川香東川水系栴川ダム建設工事及びこれに伴う県道付替工事
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
所在 香川県高松市塩江町安原上東字下所地内

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積(㎡)	使用しようとする土地の面積(㎡)
	公 簿	現 況	公 簿	実 測		
1943番1	雑種地	畑	125	125.82	125.82	なし
1960番	山 林	山 林	39	39.81	39.81	なし
1961番	山 林	山 林	58	58.81	58.81	なし

- 4 土地所有者の氏名及び住所  
徳玄寺 香川県高松市塩江町安原上281番地
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
- 6 収用の裁決手続の開始を決定した日  
平成29年1月25日